

平成 19年 12月 28日

千葉県知事 堂本 暁子 様
千葉市長 鶴岡 啓一 様

J F E スチール株式会社
専務執行役員
東日本製鉄所長 狩野 久宣

改善対策の実施状況報告（平成 19年 11 月度）

平成 17年 2月 17日及び平成 17年 3月 9日付けにて千葉県・千葉市殿にご報告申し上げました改善計画書に関して、その改善対策の実施状況を定期的に報告してまいりましたが、平成 18年 12月 26日付け貴環第 581号、貴 18千環環第 393号「『公害の防止に関する協定に基づく改善報告書に関する確認書』に係る改善対策の実施状況報告について（回答）」に基づき、平成 19年 11月 30日現在の改善対策の実施状況を添付書類のとおりご報告申し上げます。

平成 17 年 2 月 17 日及び平成 17 年 3 月 9 日付けにて千葉県・千葉市殿にご報告申し上げました改善計画書に関して、その改善対策の実施状況を平成 17 年 4 月より定期的にご報告してきました。

千葉地区における環境管理体制の抜本的建直しに関する取組み、ダスト精錬炉及びその関連施設におけるシアン対策、並びに排水溝におけるその他の基準超過対策につきまして、平成 19 年 11 月 30 日現在の進捗をご報告いたします。

1. 千葉地区における環境管理体制の抜本的建直し

(1) 環境マネジメントシステムの運用

今回の環境問題に関連し、東日本製鉄所（千葉地区）は、ISO14001（環境マネジメントシステム）の登録一時停止の通知を認証機関である日本検査キューエイ株式会社(JICQA)より受けておりました。

その後千葉地区では、抜本的な環境管理体制の立て直しをはかるとともに、製造部門の責任を明確にし、全社員の環境保全意識を改革してまいりました。

これらの活動が軌道にのったことから、平成 17 年 7 月 23 日、25 日及び 30 日に JICQA による再審査を受審し、平成 17 年 8 月 4 日付けにて ISO14001 の登録一時停止の解除通知をいただくことが出来ました。

その後、平成 18 年 6 月 7 日～9 日に千葉地区の定期審査、平成 19 年 5 月 22 日～25 日に更新審査を JICQA にて実施いただき、活動の定着状況を確認いただきました。その結果、組織のトップまでの環境情報の共有化と組織的な対応が継続的に実施されていることをご確認いただき、環境マネジメントシステムが適切に運用されているとの審査チームの判断をいただくことが出来ました。

引き続き、環境マネジメントシステムを活用した環境保全への取組みを継続しており、次回の審査は、定期審査を平成 20 年 6 月に予定しています。

(2) 公害防止管理者資格取得推進

千葉地区では、平成 17 年から 3 ヶ年計画でエンジニア全員に公害防止管理者の資格受験を義務付け、平成 17 年度は 71 名が合格しました。

受験結果を踏まえ、平成 18 年 4 月 1 日より千葉地区全 12 工場に公害防止

管理資格者を配置しました。各工場での環境保全活動の推進担当者として実施すべき業務内容を環境管理マニュアルに定めるとともに、定期的な環境管理部との連絡会議により、環境関連情報を共有するとともに各担当者の活動をフォローしています。

平成 18 年度は、千葉地区内において 161 名が受験し、62 名が合格しました（合格率 39%）。今後とも公害防止管理者資格取得推進を通じて、環境保全の意識と知識の定着に努めてまいります。

2. ダスト精錬炉及びその関連施設におけるシアン対策

(1) ダスト精錬炉周辺の土壌・地下水の調査状況

ダスト精錬炉より発生したシアン化合物による施設周辺土壌、及び地下水への影響について調査するために、ダスト精錬炉周辺の表層部の土壌と表層水のシアン化合物を分析しました。調査の結果、ダスト精錬炉周囲の土壌表層部と表層水でシアンが検出されました。

深度方向の汚染状況を把握するために、ボーリング調査を実施しました。その結果、土壌・地下水ともに、地表面より約 7.8m の深さまで汚染が確認されました。また、ダスト精錬炉周辺の土質調査の結果より、深さ約 15m の位置に不透水層が存在し、今回の汚染がこれよりも浅い範囲に限定出来ることが判明しました。

更に、ダスト精錬炉周辺を汚染したシアン化合物の西六号線排水口への排出経路を確認するため、周辺の地下構造物を調査しました。この結果、従来から判明していた雨水によるシアン化合物の排出経路以外に、地下に埋設されている地下水集水用のポラス管による排出経路があることが判明しました。

ダスト精錬炉周辺の土壌・地下水の浄化について、試験揚水井による適正揚水量等の事前調査結果を基に浄化計画を作成し、平成 18 年 7 月 20 日に千葉県・千葉市殿に事前協議書を提出しました。10 月 24 日に千葉県・千葉市殿の審議が終了し、その後、揚水設備等の詳細設計、設置工事を実施し、ダスト精錬炉敷地内に計画したシアン濃度が高い範囲の揚水井戸は平成 19 年 10 月下旬より揚水の試運転を開始、11 月より連続運転を実施、順調に稼動中です。またもう 1ヶ所の揚水井戸は現在工事中で、平成 20 年 2 月末には完了予定です。浄化作業を開始後、速やかに汚染範囲の外周部に設けた観測井において定期的

にシアン化合物濃度を確認し、結果をご報告する予定です。

(2) ダスト精錬炉より発生したスラジ類の仮置場等の土壌・地下水の調査状況

ダスト精錬炉より発生したシアン化合物含有スラジ類をリサイクル目的で一時的に仮置きしていたヤード、及びシアン化合物を含有した排水の流路となっていた素堀側溝について、土壌表層部と表層水を調査した結果、調査範囲の一部にシアン化合物による汚染があることが判明しました。

固化ヤード及び素掘り側溝に関して、シアン化合物含有スラジ類による汚染範囲の特定を完了いたしました。千葉県環境問題対策専門委員会の委員の先生方よりご指示のありました、固化ヤードの範囲内における汚染状況の深度方向の調査および地下水の流向調査も平成19年11月に調査を完了いたしました。

また、原料ヤード内の保管場所に関しても、シアンによる汚染範囲の特定は完了いたしました。

シアン汚染対策として、固化ヤードでは地下水を揚水し浄化すること、かつ万が一に備え護岸の止水性を向上するために護岸矢板を打設すること、また揚水井戸と西七号線排水口系統の道路排水柵近傍の観測井で定期的にシアン化合物濃度を監視することを計画いたしました。また、原料ヤードではシアン流出を監視するため、西七号線排水口系統の道路排水柵近傍に観測井を設置し、定期的にシアン化合物濃度を確認することを計画いたしました。

上記の汚染範囲特定のための調査結果および改善計画について、平成19年11月19日に開催された千葉県環境問題対策専門委員会でご報告し、調査結果および今後の対策方針に関してご了解をいただきました。

今後は千葉県環境問題対策専門委員会からの付言事項の内容に基づき、適切な対策を実施していきます。

3. 排水溝におけるその他の基準超過対策の進捗

資料1にて、排水溝における基準超過項目についての原因と対策、及び平成19年11月30日現在の進捗をご報告いたします。

4. 今後のご報告について

平成17年4月より改善対策の実施状況を定期的に報告してまいりましたが、

当初計画した改善対策はほとんどの案件が完了いたしました。改善対策のうち、現在なお実施中の案件は、生浜総合処理水排水溝の窒素含有量対策で計画しております脱窒処理設備の設置のみとなりました。本案件は現在、事前協議が完了し、設置工事中です。平成 21 年 3 月の完了予定であり時間がかかりますので、今後のご報告につきましては改善対策の進捗に変化があった場合に速やかにご報告いたします。

5 . その他

環境データの公開につきましては、弊社ホームページにおいて、月々の大気・水質の環境データを公開してきました。さらに、製鉄所見学者の方々を対象に、大気・水質モニタリングデータをリアルタイム公開すべく、施設の整備を進めております。準備が整いましたら、ホームページ等でご案内させていただく予定です。